

成田市予定価格、最低制限価格、調査基準価格 及び価格による失格基準の公表に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、成田市の入札及び契約にかかる事務における透明性及び公正性の向上を図るため、予定価格、最低制限価格、調査基準価格及び価格による失格基準(以下「予定価格等」という。)の公表の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象とする契約)

第2条 予定価格等の公表の対象とする契約は、競争入札に付するすべての契約とする。ただし、調査基準価格及び価格による失格基準の公表の対象とする契約は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定により落札者を決定する入札に付する契約とする。

(公表の時期)

第3条 予定価格は、入札執行前の公表(以下「事前公表」という。)とする。ただし、物品の購入及び賃貸借に係る競争入札にあっては、入札執行後の公表(以下「事後公表」という。)とする。

- 2 最低制限価格は事前公表とする。
- 3 調査基準価格は事後公表とする。
- 4 価格による失格基準は事後公表とする。

(公表の方法)

第4条 予定価格等の公表は、次の方法により行うものとする。

- (1) 事前公表とする場合は、一般競争入札にあっては入札公告に、指名競争入札にあっては指名通知に記載する。
- (2) 事後公表とする場合は、一般競争入札にあっては入札公告に、指名競争入札にあっては指名通知に、予定価格等の事後公表を行うことをあらかじめ明示したうえで、落札者の決定後、入札調書を作成し、契約検査課及び行政資料室において閲覧に供するとともに、市のホームページ等へ掲載して公表するものとする。

(入札回数)

第5条 予定価格の事前公表をした場合は、入札の回数は1回とし、1回の入札で落札者が決定しないときは当該入札を不調とする。

(内訳書の提出)

第6条 予定価格の事前公表をした場合は、すべての入札参加者に対して内訳書(指定様式)の提出を求めるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、予定価格等の公表に関し必要な事項は、市長が

別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年8月4日から施行する。
(成田市予定価格、最低制限価格、調査基準価格及び価格による失格基準の公表に関する試行要領の廃止)
- 2 「成田市予定価格、最低制限価格、調査基準価格及び価格による失格基準の公表に関する試行要領」(平成23年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。